う新法を整備する方針だ。

本法」に盛り込んだうえで、強制力を伴

年の改正をめざす「食料・農業・農村基 る制度をつくる方向で検討を始めた。来

物の増産を農家や民間事業者に命令でき

壨

不足する事態に備え、農林水産省が農産 有事に輸入が止まるなど国内で食料が

1892年3月11日第3

対応のように、有事には 8 る物流の混乱なども想 ク(世界的大流行)によ 作、感染症のパンデミッ 日本の食料自給率の推移 農林水産省の資料力の 候変動による世界的な凶 るような事態のほか、気 粉争で海上輸送が止ま

なども視野に入れる。 ための価格統制や配給制 藤や買い占めを防止する ことを検討する。価格高 ついては、すでに農水省 したりできるようにする ○ に属くよう事業者に指示します。 料がまんべんなく消費者 命令したり、限られた食 コメやイモをつくるよう 具体的には、花農家に

中の繋が継がっている。 示・命令ができるように 本部を設置し、必要な指 首相をトップとする対策

有事の食料安全保障に

爴 给

有事の輸入停止。パンデミックの混乱

1965年度 70

75 8

85

3

5

カロリーベー

生産額ベー

主要国の食料目給率 2019年(日本は年度)。カロリー 農林水産省試算

7 200%

敗な終地や肥料なども動

る農産をつくるのに必

低水準で、自絡できてい

ス)は%%と先進国で最

数回絡薬 (カロリーベー

たことがある。日本の食

定供給への不安が高まっ

クライナ侵攻で食料の安

興には、ロシアによるウ

がなく、実現性が乏しい

のれているが、法的想動

なかで同様の対応が定め

態食料安全保障指針」の

が独自に決めた「緊急事

233

との指摘があった。

農水省が対応を急ぐ背

ライナが穀物や肥料原料 入に依存。ロシアやウク

銭的な補償も併せて講じ

果際に制限した際には金

単語 に ガールを つくり、

要最低限に絞ったうえで

としてやむを得ない。必

の私権の制限は最終手段

るのであれば、ある程度

当に厳しい状況を想定す

輸入が途絶えるなど本

智久・上席主任研究員は

日本総合研究所の石川

スウェー 38

50 58

35

農水省によると、不測

基本法は「農政の憲法」 国際相場が高騰した。 の舞丑囲だったいかかの

丁寧な議論求める意見も

りできる態勢を整えた。 したり、統通を制限した の事態に大臣が宣言を出 をそれぞれ制定し、不測 を、英国は3年に農業法 7年に食料確保準備法 でいる。ドイジは20日 は海外でも法整備が進ん の事態に伴う食料の確保

(的民概)

出海

セ

Ш

新聞2023年5月11日付

2023年5月17日

衆議院農林水産委員会

日本共産党

田村貴昭

議論を求める意見も出て

といる」 として、下寧な

い文言がいろいろ出てき

ままで耳にしたことがな

会では「流通統制などい

題も残る。農水省の審議

憲法との整合性などの問

ることが重要だ」と指摘

方、を権の制限には

備にも言及した。 課題にあげ、必要な法整 を行う体制のあり方」を て「政府全体の意思決定 かで、有事への対応とし 鑑を進めている。このな などから改正に向けた護 から2年ジェストったこと 同省は1999年の施行 の根幹を規定している。 と呼ばれ、農水省の施策

食料增產命令 法整備を検討

(1) 「指針」等の限界

取組について一定の整理は行われたものの、 「緊急事態食料安全保障指針」によって、 不測の事態の基準や必要な

- 措置を行う根拠にはなりえないこと 指針は法令に基づくものではなく、それ自身が不測時の制約を 棄 U
- (V) 時の食料安全保障のために制定されたものではないこと 法の措置を活用する必要があるが、これらの個別法は、必ずし 不測の事態が発生した時には、国民生活安定緊急措置法など ・も不測 9 個別
- \odot などの限界がある。 , U なって取り組む必要があるが、指針は農林水産省が策定したものであ 不測時には、流通規制や資材の割り当てなど、多くの省庁が一 政府全体での意思決定を行う根拠とはならない



講ずる法律的な根拠も十分とは言えず、実際に不測の事態に備え 制が十分に講じられているとはいえない状態にあるのではないか。 ための意思決定や命令を行うための法的根拠に加え、具体的な措置を 以上を鑑みると、不測の事態の対応については、必要な対応を講ず

(2) 「不測事態」であることのトリガーが不明確

「不測時」の定義は、現行基本法第2条第4項で、「凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ追 測時において求められる制約を伴う措置を講じるためのトリガーが明 指針において、各リスクレベルの状態の説明は行われているものの、不 確ではない。 し、又はひつ迫するおそれがある場合」とされ、緊急事態食料安全保障



化されており、基本法見直しに当たりこのような「不測時であるこ 宣言」等を明確化することが必要ではないか。 イギリスやドイツでは、行政による宣言等のトリガ--が法律上、 明確

言の後、 また、 不測時の対応は、広く関係省庁に及ぶことから、不測事態の宣 対応の指揮を政府全体で行う体制整備を行うべきではないか。

農林水産省 基本法検証部会 (2023年 「今後の施策の方向」 (基本計画等) (2023年4月28日) 計画等)より抜粋 配布資料